各地区生涯学習登録グループ代表者 様

高砂市教育部教育推進室生涯学習課

令和8年度生涯学習登録グループ申請書等の提出について

平素は生涯学習活動におきまして、ご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。 みだしのことにつきまして、来年度の生涯学習登録グループ活動における申請書類の 提出のご案内をさせていただきます。

つきましては、「登録グループ申請の留意点」をご参照の上、申請書等の書類を提出 くださいますようお願いいたします。

記

I	配佈書	·類
	(1)	令和8年度生涯学習登録グループ申請書類
	1	令和8年度生涯学習登録グループ申請書
	2	令和8年度生涯学習登録グループ会員名簿
	3	令和8年度生涯学習登録グループ活動計画書
	4	令和7年度生涯学習登録グループ活動報告書
	(2)	令和8年度生涯学習登録グループ申請関係書類
	1	令和8年度生涯学習登録グループ申請書等の提出について・・・・ 1
	2	生涯学習登録グループ申請の留意点・・・・・・・・・・ 4
	3	高砂市生涯学習登録グループ申請要項・・・・・・・・ 5
	4	高砂市生涯学習登録グループ申請基準・・・・・・・・・・ 7
	5	グループ代表者の役割・・・・・・・・・・・・・・ 9
	6	地域交流センター使用の心得・・・・・・・・・・・ 10
	7	登録グループの地域交流センターの使用について・・・・・・ 11
	8	生涯学習登録グループ活動についてのお願い・・・・・・・ 13

※ 巻末に申請書類一式の記載例を添付しております。

- 2 提出書類(別添各1部ずつ。市ホームページからもダウンロード可能。)
 - (1) 令和8年度生涯学習登録グループ申請書
 - ※ 申請書の日付は提出する日を記入し、申請者と代表者の欄は**どちらも令和 8年度の新代表者氏名**を記入してください。)
 - (2) 令和8年度生涯学習登録グループ会員名簿
 - (3) 令和8年度生涯学習登録グループ活動計画書
 - (4) 募集ポスターまたはチラシ
 - ※ グループ生が5人未満の場合は提出してください。添付がない場合は、申 請書を受理できませんのでご注意ください。)
 - (5) 令和7年度生涯学習登録グループ活動報告書(継続グループのみ提出)
- 3 提出期限 令和7年12月9日(火) *期限厳守

(生涯学習課(市役所 2 階⑨番窓口)へ直接提出。郵送、FAX 及び mail 提出も可。) 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市生涯学習課宛 FAX:079-443-0919 mail:tact7610@city.takasago.lg.jp

4 各学習室の概要

(高砂地域交流センター)

	, ,				
1 F	小会議室	洋室	定員	12人	会議・講義
	多目的ホール	洋室	定員	120人	会議・スポーツ・講義
	調理室	洋室	定員	5人	調理実習・講義
2 F	会議室1	洋室	定員	5 4 人	会議・スポーツ・講義
	会議室2	洋室	定員	36人	会議・スポーツ・講義
	和室	和室	定員	15人	会議・講義
(荒井地	域交流センター)				
1 F	会議室1	洋室	定員	24人	会議・講義
	会議室2	洋室	定員	24人	会議・講義
	調理室	洋室	定員	30人	調理実習・講義
2 F	会議室3	洋室	定員	30人	会議・講義
	和室	和室	定員	50人	会議・講義
	多目的ホール	洋室	定員	120人	会議・スポーツ・講義
(伊保地域交流センター)					
1 F	視聴覚室	洋室	定員	27人	会議・講義
	会議室2	洋室	定員	20人	会議・講義
	工作室	洋室	定員	20人	陶芸・工作
	陶芸室	洋室	定員	10人	陶芸
2 F	研修室1	洋室	定員	36人	会議・講義
	研修室 2	洋室	定員	45人	会議・講義

	研修室3	洋室	定員	2.0.1	会議・講義
	, . , .			20人	
	研修室4	和室	定員	18人	会議・講義
	研修室 5	和室	定員	45人	会議・講義
0.5	調理室	洋室	定員	3 2 人	調理実習・講義
3 F	会議室4	洋室	定員	20人	会議・講義
/ . I . #### . I . [.	多目的ホール	洋室	定員	150人	会議・スポーツ・講義
	域交流センター)				A -2/22/1/2/2
1 F	和室	和室	定員	50人	会議・講義
	調理室	洋室	定員	30人	調理実習・講義
2 F	多目的ホール	洋室	定員	120人	会議・スポーツ・講義
	会議室	洋室	定員	2 4 人	会議・講義
(曽根地:	域交流センター)				
1 F	多目的ホール	洋室	定員	90人	会議・スポーツ・講義
2 F	会議室1	洋室	定員	18人	会議・講義
	会議室2	洋室	定員	30人	会議・講義
	和室	和室	定員	30人	会議・講義
	調理室	洋室	定員	19人	調理実習・講義
(米田地	域交流センター)				
1 F	多目的ホール	洋室	定員	90人	会議・スポーツ・講義
	研修室1	洋室	定員	20人	会議・講義
	陶芸室(別棟)		定員	20人	陶芸
2 F	研修室2	洋室	定員	30人	会議・スポーツ・講義
	研修室3	和室	定員	12人	会議・講義
	研修室4	和室	定員	70人	会議・講義
	会議室	洋室	定員	8人	会議・講義
	調理室	洋室	定員	35人	調理実習·講義
(阿弥陀	地域交流センター	-)			
1 F	研修室1	和室	定員	50人	会議・講義
	調理室	洋室	定員	30人	調理実習・講義
	陶芸室(別棟)		定員	30人	陶芸
2 F	研修室 2	洋室	定員	24人	会議・講義
	研修室3	洋室	定員	18人	会議・講義
	会議室	洋室	定員	2 4 人	会議・講義
	多目的ホール		定員	100人	会議・講義
(北浜地	域交流センター)		,— <u>,</u> ,	/ ·	E THAN HIT DA
1 F	研修室	洋室	定員	21人	会議・講義
1.	会議室	洋室	定員	15人	会議・講義
	調理室	洋室	定員	30人	調理実習·講義
2 F	多目的ホール	洋室	定員	100人	会議・スポーツ・講義
∠ 1°	和室	作 室 和室	定員	36人	会議・講義
	但主	7'H 王	化 貝	3 0 八	万哦 两我

生涯学習登録グループ申請の留意点

- 1 「高砂市生涯学習登録グループ申請要項」、「高砂市生涯学習登録グループ申請基準」を十分読んでから申請書等を記入してください。
- 2 文字はすべて楷書で、鮮明にペンまたはボールペンで書いてください。(**鉛筆書きは不可**です。)
- 3 生涯学習登録グループ申請書の申請者及び代表者は、**来年度の新代表者**を書いてください。
 - ※申請書提出時までに来年度の代表者を決めてください。
- 4 代表者、緊急連絡先、指導者で携帯電話をお持ちの方は、固定電話、携帯電話の 両方を記入してください。
- 5 現在学習している「曜日や時間及び使用している部屋」について変更希望がある場合は、**事前に**生涯学習課に相談してください。
- 6 その他、登録グループ活動について不明な点があれば、生涯学習課(079)4 43-9056までお問合せください。

☆地域交流センターの使用については下記の地域交流センターへお問合せください。

市内各地域交流センターの電話番号

高砂地域交流センター	(079)	4 4 3 - 7 0 8 8
荒井地域交流センター	(079)	4 4 2 - 0 4 9 0
伊保地域交流センター	(079)	4 4 7 - 2 2 4 7
中筋地域交流センター	(079)	4 4 8 - 4 8 2 1
曽根地域交流センター	(079)	4 5 1 - 8 5 2 0
米田地域交流センター	(079)	4 3 2 - 6 7 8 4
阿弥陀地域交流センター	(079)	$4\ 4\ 8\ -\ 4\ 6\ 4\ 2$
北浜地域交流センター	(079)	254-5212

高砂市生涯学習登録グループ申請要項

[1] 登録できるグループ

グループの活動が次の各項のいずれかに該当し、定期的に(月1回以上)地域交流センターを使用しながら、社会教育活動の目的を十分理解して健全な活動ができるグループ。

- (1) 学習・文化・体育・レクリエーション等
- (2) ボランティアおよび社会福祉活動
- (3) 地域づくりの推進
- (4) その他、これに準じた活動

ただし、営利を目的として活動を行うグループまたは、特定の政党・宗教・教団 等に利害関係にある活動を行うものは登録できない。

[2] 登録の申請

認定を受けようとするグループは、生涯学習課に次の書類を提出する。 (新規の場合は新規登録の際、継続の場合は期限まで。)

- (1) 登録申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 活動報告書(継続の場合のみ)
- (5) その他、活動内容を知る上で必要な資料(新規登録の場合のみ)

[3] 審査・登録

登録申請をしたグループについて、適当か否かを社会教育委員の会議に諮り、教育委員会が決定する。適当であると認定されたグループには「登録認定書」を交付する。

[4] 支援

「生涯学習登録グループ」は、地域交流センター主催事業等に支障のない限りで、 次のような支援を受けることができる。

- (1) 部屋の定期的な使用と使用料 100 分の 50 の減免率の適用。
- (2) 機械器具等の使用。
- (3) 活動に必要な文献、資料等の提供。
- (4) 活動及びその運営についての支援。
- (5) 指導者の紹介や研修会、講習会等の情報提供。

[5] 活動

「生涯学習登録グループ」はグループ本来の活動の他に、次のような活動に努め

なければならない。

- (1) 会員は、「地域の中で生きる一人として自覚をもち、人間として自己の成長を図りながら地域の人々と連帯して住みよい地域づくりに努める」ための活動、もしくはそれらに関連のある生涯学習課及び地域交流センターの主催事業に積極的に参加すること。
- (2) 社会に奉仕するような活動をすること。

[6] 活動状況報告

- 1 「生涯学習登録グループ」は、次の書類を備え付け、活動状況を記録するとと もに、求めに応じて活動状況を報告しなければならない。
 - (1) 活動状況
 - (2) 出席簿
 - (3) 在籍者名簿
- 2 次の事項に変更があった場合は、ただちに生涯学習課へ報告しなければならない。
 - (1) 代表者
 - (2) 会員数
 - (3) その他活動について必要と思われること。

[7] 登録認定期間

登録認定書交付の日から、その年度の3月31日までを登録認定期間とする。

[8] その他

部屋の使用及び日時については、地域交流センター主催事業や高砂市の主催事業等を実施するために、やむをえない場合は変更することがある。

この要項は、令和6年4月1日より適用する。

高砂市牛涯学習登録グループ申請基準

本市における「生涯学習登録グループ」の申請、認定、運営等については、高砂市生涯学習登録グループ申請要項(以下「申請要項」という)で遵守すべき事項等を示している。

【申請要件】

- 1 グループ登録認定の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 「申請要項」(「登録できるグループ」、「登録の申請」) で示されている要件をすべて満たしていること。
 - (2) グループ生は、3名以上とする。
 - ① 役員は、原則として市内居住者が望ましい。 (役員とは、登録グループの代表者及び生涯学習登録グループ連絡会の 理事をいう。)
 - ② グループ生は、市内在住者が50%以上であることが望ましい。
 - (3) 学習内容が同一の他のグループ (同一地域交流センター) 生を含まないこと。但し、特別の理由があると認める場合は含むことができる。
 - (例1) A 地域交流センターで歌謡グループに所属し、同時に A 地域交流センターの他の歌謡グループには所属できない。なお、他の地域交流センターの歌謡グループには同時に所属できる。
 - (例2) B 地域交流センターで卓球グループに所属し、同時に B 地域交流センターで歌謡グループには所属できる。また、他の地域交流センターの卓球グループ又は歌謡グループと同時に所属できる。
- 2 新たにグループ登録をしようとする場合は、1の基準のほか、次の要件を満たすこと
 - (1) グループ名は既存のグループと同一でないこと。
 - (2) 指導者は、原則として同一地域交流センターの既存グループを指導していないこと。(指導者なしでも可)
 - 但し、特別の理由があると認める場合は既存グループを指導することができる。
 - (3) 新規のグループのグループ生は、同一地域交流センターにおける同じ分野の既存のグループ生と重複できない。
 - 但し、特別の理由があると認める場合は重複できる。上記1の(3)例1

に準ずる。

【グループ運営】

- 1 登録グループは、新規会員を考慮した学習内容・学習方法に工夫すること。
- 2 登録グループの運営にあたっては、「申請要項」の内容に留意すること。

【その他】

規定にないものについては、生涯学習課と生涯学習登録グループ連絡会会長が協議して決定する。

この申請基準は、令和 6年4月1日から適用する。

グループ代表者の役割

◆ 次のことについてのグループ生への指導

- ① 当番の人が、役目を果たすこと
- ② 活動終了後の後片付けや掃除及び消毒作業(任意)
- ③ 後始末点検簿、出席簿等、日誌を記入すること
- ④ 会費や使用料の納入
- ⑤ 活動の中止や、変更などの連絡
- ⑥ 活動日の学習活動を円滑に行うこと

◆ 仲間づくりへの配慮

- ① なごやかに相互学習ができるよう、互いの親睦を図る。
- ② グループの運営や、学習活動についてはみんなの意見をよく聞いて、良いまと め役になるように努める。
- ③ 問題が生じたときは、代表者を中心にして自主的に解決にあたる。
- ④ 親睦を図るための事業などの企画を、グループ生と共に積極的に進める。
- ⑤ 学習活動が支障なく進むよう、指導者とグループ生との意思の疎通を図る。

◆ 生涯学習課や他のグループとのパイプ役

- ① グループの代表者として、グループ生の意見、要望を生涯学習課や生涯学習 登録グループ連絡会に提案し、その実現に努める。
- ② 代表者会や連絡会の決定事項や生涯学習課からの連絡、お知らせをグループ 生へ確実に伝える。
- ③ 他のグループの代表者と交流を図り、よりよいグループ運営に努める。
- ④ グループ代表者は、すべてのグループ生でつくる代表者会や連絡会に出席し、 生涯学習登録グループ全体で行う事業について議論すると共に、それらの事業の 企画運営にあたる。

地域交流センター使用の心得

◆ 気持ちよく施設をつかうために

- ① 使用器具は元に戻し、清掃、整理整頓し、ゴミはグループが責任をもって持ち帰ること
- ② コンロ等火の始末は確実に行うこと
- ③ 自転車、バイク、自動車は指定場所以外にとめないこと
- ④ 出入りは正面玄関から行うこと
- ⑤ 鍵の借り出し及び返却は、利用時間内に行うこと

◆ 気持ちよく学習するために

- ① 笑顔とあいさつで、楽しく学習できるように努めましょう。
- ② グループに入ったら、1年ぐらいは続けてみましょう。
- ③ グループに入るとき、やめるときには届け出と挨拶をしましょう。
- ④ 欠席するときは、事前にグループの方に連絡をしましょう。
- ⑤ 時間厳守で、効率のよいグループ学習をしましょう。
- ⑥ 他のグループと助け合い、お互いに迷惑をかけないようにしましょう。

登録グループの地域交流センターの使用について

1 1週間の考え方

1週間目・・・・1日 ~ 7日(1回目の曜日)

2週間目・・・・8日 ~ 14日 (2回目の曜日)

3週間目・・・・15日 ~ 21日 (3回目の曜日)

4週間目・・・・22日 ~ 28日(4回目の曜日)

5週間目・・・・29日 ~ 月末まで(2月以外)(5回目の曜日)

※ 毎月、曜日に関係なく、上記のように「一週間」を考えてください。

(例)

(1 4 7						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 (祝)
4	5	6	7	8	9	10
11 (祝)	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 (祝)	24
25 (祝)	26	27	28	29	30	

- ・月曜日使用グループは、5,12,19,26日が減免により使用可能となります。
- ・火曜日使用グループは、6, 13, 20, 27日が減免により使用可能となります。
- ・水曜日使用グループは、7,14,21,28日が減免により使用可能となります。
- ・木曜日使用グループは、5 週あるので1, 8, 15, 22, 29 日の5 回が減免により使用可能となります。
- ・金曜日使用グループは、5 週あるので祝日も含め2, 9, 16, 23, 30 日の5 回が減免により使用可能となります。
- ・土曜日使用グループは、祝日も含め3,10,17,24日の4回が減免により使用可能となります。
- ・日曜日使用グループは、祝日も含め4,11,18,25日の4回が減免により使用可能となります。
- ・自己都合での使用中止の際は、使用料の返還及び他の日へ振替はできませんので、 グループ内でよく調整のうえ申請をしてください。もし、他の日に使用される場合は、再度申請のうえ使用料を頂きます。

ただし、行政上の都合又は、気象警報等による使用中止となる場合は、使用料は振替もしくは還付になります。なお、警報発令時における使用中止の判断は地域交流センターが行いますので、その際は問い合わせてください。

2 地域交流センターの減免使用回数等

原則週1回とします。ただし、申請の使用日以外でも空いていれば使用回数に制限 はありません。

年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)や地域交流センター保守に必要な日は使用できない場合もありますので、ご注意ください。

3 部屋の使用申請及び使用料の納付について(一般貸館も共通)

部屋の使用申請及び使用料の納付は、使用する日の前月初日から使用する日の3日前までの期間で、地域交流センター職員が通常勤務する開館日(以下、平日)の8時30分から17時15分までに、使用しようとする地域交流センターに直接、申請及び納付してください。

なお、「3日前まで」にこだわらず、余裕をもって申請及び納付するようにしてください。

参考:「3日前まで」の考え方

平日を基準に「中2日」とし、時間は地域交流センター職員の通常勤務時間(8時30分~17時15分)としています。

使用曜日	申請及び納付の期限(土、日、祝日は数えない。)
月曜日	前週の水曜日の17時15分まで
火曜日	前週の木曜日の17時15分まで
水曜日	前週の金曜日の17時15分まで
木曜日	同じ週の月曜日の17時15分まで
金曜日	同じ週の火曜日の17時15分まで
土曜日	同じ週の水曜日の17時15分まで
日曜日	前週の水曜日の17時15分まで

※ 上表は月~金曜日に祝日がない場合のものであり、祝日があれば期限は前倒し になります。

4 部屋の鍵の貸し出し時間について(一般貸館も共通)

鍵の貸し出しは、午前は9時00分から最終は22時00分までの1時間単位とします。(平日、土曜日、日曜日を問わず同一の取扱いとします。)

5 使用時間について(一般貸館も共通)

部屋の使用は、午前9時00分から22時00分までの1時間単位とします。(片付け、鍵の返却を含む)です。時間は、厳守してください。

生涯学習登録グループ活動についてのお願い

高砂市では、地域交流センターは地域づくりや、仲間づくりを進めることをねらいと しています。

今後とも市民が気軽に気持ちよく参加し、有意義な生涯学習活動がすすめられるように、特に次のことに留意してください。

1 生涯学習登録グループ活動とは

- ① 登録グループは、生涯学習課主催事業の一つとして行っているものであって、単に施設を使用して活動するだけではありません。また、いかなる流派、会派の上部団体にも所属しません。
- ② 登録グループの活動は、生活文化の向上、趣味や技能の修得をめざすと共に、仲間作りを進めることやグループとしての自主運営の体験をすることを最も重要なねらいとしています。
- ② 民間のお稽古場やカルチャーセンター、文化教室などでは指導者などが会員を募り、特定内容の知識や技能を身につけたり、資格を取得するために個人として月謝を払い指導者に個人的に師事するものですが、生涯学習登録グループ活動はグループを単位として活動することから、<u>指導者はグループからお願いし</u>運営はグループ生で行いますので活動の目的や運営方法はグループで決めてください。

2 グループの会費の徴収について

- ① 会費は、グループ全体の運営経費をグループ生が負担するものです。指導者への 謝礼だけでなく、グループとしての話し合いや活動の際に必要なお茶代、用紙代な どを含んだものです。
- ② だれもが参加しやすくするため、会費はできるだけ定額とします。月額会費は最高限度額を月1回につき1,000円以内とします。
- ③ 材料費は、原則として会費とは別に必要経費を個人負担とします。 ただし、市価程度あるいはそれ以下でなければなりません。 個人持ちの道具等の購入費についても同じです。

3 指導者への謝礼について

- ① 指導者が直接月謝を徴収したり、1人いくらというふうに月謝を決めることは社会教育法で禁止されております。指導者への謝礼はあくまで参加する人達が気持ちの上で行うお礼程度でなければなりません。
- ② 指導者への謝礼は、グループの人数の多少、増減、出席回数などにはかかわりなくグループ単位で行います。

- ③ 指導者には、気持ちばかりのお礼を各グループ単位でできます。但し、<u>謝礼の基準の最高限度額を1グループあたり月1回につき8,000円以内を目安とし、それ以外(交通費等)の支払いは必要ありません。</u>(これは目安です。)
- ④ 登録グループは、生涯学習課事業として活動するもので、民間の流派、会派への参加はあくまでも個人として本人の自由意志によるものであって、登録グループの活動とは別のものです。

4 指導者とグループ生との関係

- ① 登録グループの活動は生涯学習活動として行う公的なものです。したがって登録 グループの指導者もグループ生も、地域では共に学び教えあう仲間であって、指導 していただくことについては感謝することを忘れてはいけませんが、私的な師弟関 係ではありません。
- ② 地域交流センターは公的施設でありグループが生涯学習課に登録して認可を受け、一定の決まりに従って活動しているのであって、指導者が個人的にお稽古場として使用しているのではありません。ですから指導者のお稽古場や指導者の所属するグループ等として生涯学習登録グループの名称は使用できません。
- ③ 社会教育での学習方法は、お互いに学び合い教え合い相互学習や自己学習を基本としております。したがって、指導者はその指導内容についてグループ生よりもすぐれた知識や技能を持っている方であれば特別の資格や肩書きがなくてもかまいません。
- ④ 登録グループは、生涯学習活動として公の教育活動を行っているものですので、 指導者や指導者の所属する流派や会派等が主催する私的な発表会などにグループ として参加する義務はありません。参加する場合は登録グループの一員であるとい う立場でなく、個人としての自由意志により行ってください。